

佐賀市子どもの医療費助成制度

中学生までの医療費の一部を助成します

事前に「子どもの医療費受給資格証」（以下「受給資格証」という。）の交付手続きが必要です。

- ・市役所・支所の窓口で手続きをしてください。
- ・健康保険に加入していない方、生活保護を受けている方などは助成を受けることができません。

交付手続きに必要なもの	<input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証 <input type="checkbox"/> 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
-------------	--

1. 制度のしくみ

助成対象者	中学校卒業まで【入院・通院・調剤】
助成できるもの	健康保険が適用される医療費 (入院、通院、調剤、訪問看護、治療用装具、弱視用眼鏡〈健康保険適用に年齢制限があります〉など)
助成できないもの	入院時の食事代、個室代、健康診断、予防接種など、 健康保険の対象とならないもの

2. 助成方法

☆0歳～小学校就学前【入院・通院・調剤】※受給資格証は緑色です。

資格証が使える医療機関	助成方法	
○ 県内の医療機関 (整骨院、接骨院等除く) ○ 県外の一部医療機関 (6病院) ・福岡市立こども病院 ・聖マリア病院 ・久留米大学病院 ・佐世保市総合医療センター ・佐世保共済病院 ・九州大学病院	受診の際に、医療機関の窓口で「受給資格証」と「健康保険証」を提示し、次の保護者負担額をお支払いください。 ※保護者負担額は、医療機関ごと、入院・通院ごと、加入健康保険ごとにかかります。 <table border="1"><tr><td>保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】負担なし 【入院】1,000円</td></tr></table> ※整骨院等や左記以外の県外の医療機関を受診したとき（2割負担）、治療用装具や弱視用眼鏡を作ったときの助成方法については、裏面の「3. 医療費の払戻し方法」をご覧ください。	保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】負担なし 【入院】1,000円
保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】負担なし 【入院】1,000円		

☆小学生・中学生【入院・通院・調剤】※受給資格証はクリーム色です。

資格証が使える医療機関	助成方法	
○ 県内の医療機関 (整骨院、接骨院等除く) 注：小学生・中学生の受給資格証は県外の医療機関では使用できません。	受診の際に、医療機関の窓口で「受給資格証」と「健康保険証」を提示し、次の保護者負担額をお支払いください。 ※保護者負担額は、医療機関ごと、入院・通院ごと、加入健康保険ごとにかかります。 <table border="1"><tr><td>保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】上限500円を月2回まで 【入院】1,000円</td></tr></table> ※整骨院等や県外の医療機関を受診したとき（3割負担）、治療用装具や弱視用眼鏡を作ったときの助成方法については、裏面の「3. 医療費の払戻し方法」をご覧ください。	保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】上限500円を月2回まで 【入院】1,000円
保護者負担額（1医療機関1か月あたり） 【通院】上限500円を月2回まで 【調剤】上限500円を月2回まで 【入院】1,000円		

3. 医療費の払戻し方法

整骨院・接骨院等や**県外**の医療機関を受診したとき、治療用装具および弱視用眼鏡（8歳以下）をつくったときは助成（払い戻し）の申請が必要です。

助成申請に必要なもの	助成方法
<input type="checkbox"/> 領収書 （受診者名、診療月、保険点数、医療機関名、領収印があるもの） <input type="checkbox"/> 受給資格証 <input type="checkbox"/> 子どもの健康保険証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 健康保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、金額がわかるもの（決定通知書等）	整骨院等や県外受診の際は、医療費の一部負担金（2割または3割）を医療機関に支払い、後日、市役所の窓口で助成の申請をしてください。また、治療用装具等をつくったときは、一旦全額を支払い、健康保険での払戻しを受けた後、市役所の窓口で助成の申請をしてください。 ※装具等の申請の際は別途、 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 医師の証明書 <input type="checkbox"/> 健康保険からの支給額がわかるもの（決定通知書等）が必要です。（眼鏡の場合は見積書・請求書は不要。健康保険適用に年齢制限があります。ご加入の健康保険組合等にご確認ください）なお、装具等の支給対象基準日は医師の指示日になります。 ※ひとり親家庭等医療費助成または重度心身障害者医療費助成が受けられる場合は、その制度を利用してください。 ※助成申請書は、診療月の翌月以降に提出してください。受付期間は医療費の支払日から1年以内です。

※学校・保育園（所）・幼稚園の管理下での病気やけがについては、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合があります。この場合、受診には受給資格証は使用せず、災害共済給付制度を利用してください。医療機関の窓口で医療費（一部負担金）を支払い、学校を通じてセンターに請求した後、給付が行われます。

※高額になった医療費の助成決定には、申請日より3～4か月程度かかることがあります。

4. 届出について

- ・次のようなときは、必ず市役所・支所の窓口へ届出をしてください。
- ・佐賀市外へ転出後は、佐賀市の受給資格証は使用できません。転出の届出の際に返却してください。

届出が必要なとき	持ってくるもの
<input type="checkbox"/> 市外へ転出または住所が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証・届出人の本人確認ができるもの
<input type="checkbox"/> 氏名や健康保険証が変わったとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証・健康保険証・届出人の本人確認ができるもの
<input type="checkbox"/> 振込先口座を変えたいとき	<input type="checkbox"/> 受給資格証・預金通帳・届出人の本人確認ができるもの
<input type="checkbox"/> 受給資格証を無くしたとき	<input type="checkbox"/> 健康保険証・届出人の本人確認ができるもの

※婚姻・離婚等により保護者変更があったとき、児童福祉施設に入所した場合や生活保護を受けるときも届出が必要です。

○**問い合わせ** 佐賀市役所こども家庭課子育て給付係（本庁1階54番～57番窓口）

TEL：40-7252 FAX：25-5440 Mail：kodomo@city.saga.lg.jp